

## 平成 23 年度地域包括支援センター事業評価結果について

### 1 実施目的

地域包括支援センター(以下「センター」という。)がこれまでに実施してきた事業実績を総合的に評価し、仙台市からの委託業務が適切に行われていることについて確認するために、事業評価を実施した。事業評価の結果については、センターへ通知し、今後の事業運営に役立ててもらうものとする。

### 2 実施日程等

今年度から、事業評価を「現地調査」と「面接調査」とに分けて実施した。なお、平成 23・24 年度の 2 年間で、すべてのセンターに対し必ず一度は現地調査を実施するものとする。

実施期間:平成 23 年 10 月 3 日(月)～11 月 18 日(金)

現地調査:31 センター 面接調査:13 センター

### 3 実施方法

事業評価は、「業務評価」を現地調査及び面接調査の対象となるセンターに実施し、「業務監査」を現地調査の対象となるセンターに実施した。

#### 業務評価の実施方法

センターが実施している包括的支援事業等の委託業務を評価するもので、センターが事前に記載した「業務評価自己評価票」をもとに、基準に従って評価を行った。

#### 具体的な評価方法

包括的支援事業を中心に、「総合相談・支援業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「介護予防関連業務」、「地域・関係機関との連携・ネットワークづくり」、「運営体制」の 6 項目について、5 点満点で評価を行った。

センターが各評価項目において、本市が求める業務水準を満たした事業を実施できている場合には、5 点満点中の 3 点に当てはまることとして評価している。

#### 業務監査の実施方法

センターが実施している業務の事務処理等が適切になされているかについて、「業務監査チェック票」をもとに確認を行った。

## 4 実施結果

### (1)総括

「業務評価」については、ほとんどのセンターについて委託業務が適正に行われていることが確認されたが、「業務の一部に工夫・改善を要する」と判断されたセンターが1か所あった。  
「業務監査」については、一部のセンターで指摘事項があったものの、センターの事業を実施するにあたり大きな支障をきたす事項はなく、事務処理等がおおむね適正になされていた。

### (2)業務評価の結果

センター業務全体の評価を行った結果、センターとしての機能を果たし得ない運営状態にあるセンターはなかった。センター全体の業務評価結果は下記のとおりとなった。

評価	箇所数 (%)	評価内容
優れた業務を実施している	18 か所 (40.9%) 昨年度 14 か所	センターとして必要とされる業務が十分実施できており、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する中核として、多くの分野で充実した取組が行われている。
標準的な業務を実施している	25 か所 (56.8%) 昨年度 29 か所	センターとして必要とされる業務が実施できており、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する役割を果たしている。
業務の一部に工夫・改善の必要がある	1 か所 (2.2%) 昨年度 1 か所	センターとして必要とされる業務は実施できているが、今後、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する中核としての役割を果たすために、業務の工夫・改善が必要である分野がやや多い。
事業運営が困難である	0 か所 (0.0%) 昨年度 0 か所	センターとして必要とされる業務が実施できておらず、今後、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する役割を果たすために、業務の工夫・改善が必要である分野が多い。

「優れた業務」・・・6つの評価項目の平均点が4.0以上であり、かつ「業務内容に工夫・改善の必要がある[ ]」という結果の項目がないセンター

「標準的な業務」・・・他にあてはまらないセンター

「業務の一部に工夫・改善の必要」・・・6つの評価項目の平均点が3.0未満であるセンター

「事業運営が困難」・・・6つの評価項目中、4つ以上が「業務内容に工夫・改善の必要がある[ ]」であるセンター

### (3)業務監査の結果

業務監査の結果、センターの事業を実施するにあたり大きな支障をきたす指摘事項はなく、すべてのセンターで事務処理等がおおむね適正になされていた。個別指摘事項は以下のとおり。

- ・利用者基本情報の作成が不十分と思われる。また、作成された利用者基本情報のうち、区役所へ提出されていないものがある。(5か所)
- ・職員の入れ替わりが多い。(2か所)
- ・主任介護支援専門員の配置がなされていない。(1か所)

## 5 今後の対応

本年中に、すべてのセンターに対して、「平成 23 年度地域包括支援センター事業評価総括票」(参考資料参照)を通知する。その際、今後の事業運営にあたり参考にしてもらうために、事業評価の際に把握した各センターにおけるさまざまな取組の一部をとりまとめた「地域包括支援センターにおける取組事例集」(参考資料参照)を併せて送付する。

各センターは、通知された結果及び取組事例集をもとに、今後更に地域に根ざしたセンターとなるよう各種事業の見直し及び自主的な業務改善を実施する。

なお、「業務の一部に工夫・改善の必要がある」と判断されたセンターに対しては、市から「改善事項通知書」を送付する。センターは指摘内容に基づいて業務改善に取り組み、その結果を「改善状況報告書」として報告する(必要な場合は、再調査を実施する)。